

外航船員・海技者をめざす日本の若者へ
**奨学金制度の
しおり**

外航日本人船員・海技者奨学金制度

大海原へ
夢のせて



写真提供
(独)航海訓練所

全日本海員組合
国際船員労務協会
(新日本人船員・海技者育成基金管理運営委員会)

全日本海員組合
国際船員労務協会

外航海運の未来を担う学生のみなさんへ——。

全日本海員組合と国際船員労務 協会は、外航海運にたずさわる船員や海技者をめざす青年を支援し、将来にわたり海運立国日本を支える日本商 船隊の国際船員社会に必要とされる人材を育成することを目的として、この奨学金制度を創設しました。

外航海運をめざす学生のみなさんへ、この制度を有効に活用されることを願っています。

対象者

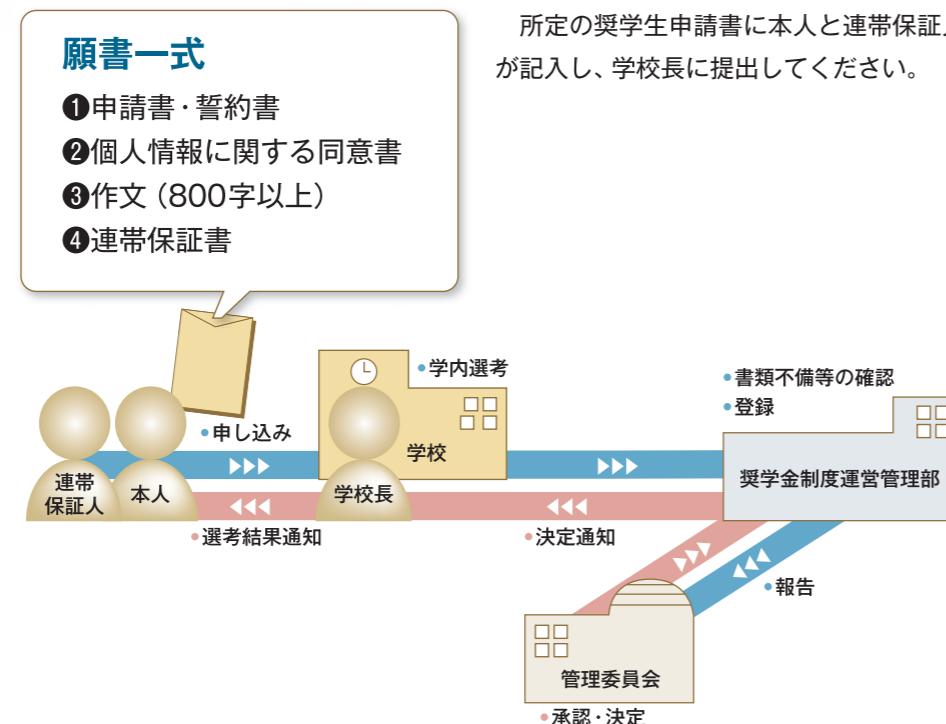
独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する国立高等専門学校および商船高等専門学校の商船学科在籍者で、各校、学年5名を限度とし、将来、外航海運への就職を強く希望する者。

貸与月額

一人 40,000円とする。

申請方法

◆ 申し込み～選考結果までの流れ



募集期間

4月1日から5月31日

大海原へ夢のせて

借用証書

奨学生が卒業、在学中に貸与辞退または退学した場合、連帯保証人および保証人の連署により所定の借用証書を学校長を経て提出していただきます。

返還方法

貸与月額の40%を返還月額とし、奨学生が卒業後、その翌月から起算して6ヶ月を経過したときから始まります。(中途退学したときは即時全額返還)

返還猶予・免除

一定の条件を満たし、所定の手続きによって管理委員会が認めた場合は、返還を猶予することができます。

猶予

- ①外航海運の船員または海技者として就職し、全日本海員組合に加入した場合
- ②大学等、上級教育機関に在学している場合
- ③その他やむを得ない事情が生じた場合

免除

外航海運での勤務年数等、一定条件を満たした場合は、返還免除規定を設けています。

その他

学業不振等による留年、休学、停学その他処分を受けた場合は、奨学生の貸与を停止しますが、進級、復学後所定の手続により貸与の再開を行うことができます。

お問い合わせ

ご不明な点は、学校または
奨学金制度運営管理部にお問い合わせください。

全日本海員組合 奨学金制度運営管理部

TEL 03-5410-8314 〒106-0032 東京都港区六本木7-15-26

